

保育園・幼稚園 からのお知らせ



心愛保育園 ☎ 0943-32-4004

●毎週月～金 10:00～11:00 園庭開放
斗和保育園 (チャイルドハウス)

☎ 0943-32-2722

●9月3日(火) 10:00～11:30

ベビーデー [0歳～未就園児対象]

親子でからだを動かそう (タオル、水筒をお持ちください)、身長体重測定、離乳食相談、育児相談

●9月9日(月) 10:30～12:00

親子体操 [未就園児対象]

専任の講師が親子で楽しめる運動や遊びを指導します。タオル、水筒をお持ちください。

●毎週月～金 10:00～13:00

園庭開放 [未就園児対象・要受付]

●毎週月～金 8:30～17:30

一時保育 [要事前登録]

事前にお子さまと一緒に過ごしてください (半日 1,000円、1日 2,000円)

上広川保育園 ☎ 0943-32-1925

●毎週月～金 13:00～17:00 園庭開放
中広川保育園 (ポラーノの広場)

☎ 0943-32-4850

下広川保育園 ☎ 0942-52-3804

八女学院広川幼稚園 ☎ 0943-32-4172

●9月1日(日) 10:00～11:00

令和2年度入園案内会

[託児は要事前申し込み]

●9月10日(火) 10:30～11:30

お店やさんごっこ

[H28.4.2～H30.4.1 生まれ対象]



相談はお気軽に

弁護士無料法律相談 (利用条件あり)

日時 9月5日・19日・10月3日(木)

場所 福岡法務局八女支局

予約 法テラス福岡

☎ 050-3383-5502 or 050-3383-5501

なんでも人権相談所

(八女人権擁護委員協議会)

日時 10月17日(木) 13時～16時

場所 はなやぎの里

☎福岡法務局八女支局 ☎ 0943-23-2603

行政相談

日時 9月18日(水) 13時～15時

場所 はなやぎの里

☎総務課 ☎ 0943-32-1255

心配ごと相談

日時 9月4日・18日(水) 9時～15時

場所 はなやぎの里

☎はなやぎの里 ☎ 0943-32-3768

身体障がい者相談

日時 9月3日(火) 10時～12時

場所 はなやぎの里

☎福祉課 ☎ 0943-32-1113

補聴器相談

日時 9月17日(火) 15時～16時

場所 はなやぎの里

☎福祉課 ☎ 0943-32-1113

知的障がい者相談

日程などを調整しますので、福祉課(☎ 0943-32-1113)へご連絡ください。

結婚サポートセンター

登録料 3,000円/2年間

☎八女市立花庁舎南別館 ☎ 0943-22-5900

教育相談

毎週(火)・(金) 13時～17時

☎専用電話 ☎ 0943-32-1685

不在時: 学校教育係 ☎ 0943-32-0093

救急車? 病院? 迷ったら #7119

年中無休、24時間受け付け

☎県救急医療情報センター ☎ #7119

困りごと相談室 (要予約)

日時 9月19日(木) 10時～16時

場所 はなやぎの里

予約 福岡県自立相談支援事務所

☎ 0942-38-8501

公共施設など電話番号



広川町役場 ☎ 0943-32-1111 (代)

FAX 0943-32-5164

保健・福祉センター「はなやぎの里」

☎ 0943-32-3768

広川町産業展示会館 ☎ 0943-32-5555

八女警察署 ☎ 0943-22-5110

八女警察署広川交番 ☎ 0943-32-0399

八女消防署 ☎ 0943-24-0119

八女消防署広川分署 ☎ 0943-32-2119

古墳公園資料館 [月休館]

☎ 0942-54-1305

チェックリスト

今月号の良かったページにチェックをお願いします。

- 特集: 久留米餅の世界
- 幼児教育・保育の無償化
- TOWN INFORMATION
- 工業団地・新産業団地
- 広川町立図書館へ行こう!
- 人権問題を考える
- 9月のイベント
- 保健行事
- ふるさと再発見
- 学校教育
- お知らせのページ
- MY TOWN TOPICS
- おおきくな〜れ
- そのほか (ページ)

ご自由にお書きください (イラスト可)

まち子ちゃんシール プレゼント!



広報紙に関するチェックリストおよびご意見を記入し、「あなたの声」を送っていただいた人に、「まち子ちゃんシール」をプレゼント (抽選で3人、同年度1回のみ)

保険申請のシナリオを渡す修理業者にご注意！

Q 業者が持ってきたシナリオを使って保険申請をした大丈夫だったのだろうか？

テレビの映りが悪いので、業者Aに修理を頼みました。業者Aは屋根に上がり、「アンテナが倒れていて屋根も傷んでいる。火災保険を使えば費用はかからない」と業者Bを紹介してきました。

1週間後、訪れた業者Bから「これは火災保険が使える。保険会社に電話するように」「業者A

の紹介で訪問したのでクーリング・オフはできない」と説明を受け、修理を申し込みました。

さらに2日後、業者Bが「保険会社に申請書類を請求するときに使って」とシナリオを持ってきました。保険会社へ申請しましたが、娘から「おかしい」と言われ不安になっています。

A 保険金詐欺を疑われるおそれがあります 本当に保険が使えるのか、自分自身で確認しましょう

紹介でやってきた業者Bは、相談者が来訪を要請したわけではありません。訪問先での工事の勧誘は訪問販売にあたるので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。

実際の屋根の状態と、渡されたシナリオの内容

が異なる場合、虚偽の保険金請求として、保険金詐欺を疑われるおそれがあります。「火災保険が使える」と言って勧誘されたときは、本当に保険が使えるのか、自分自身で確認しましょう。

不安なときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせ

消費者ホットライン ☎ 188 久留米市消費生活センター ☎ 0942-30-7700 福岡県警察 ☎ 110 または# 9110



を届けてください！

広報紙を読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、広川町への思い、町に対する質問・意見・提案など、どんなことでも結構です。(イラストや写真も可)

問協働推進課まちづくり係 ☎ 0943-32-1196

■詳しい内容をお尋ねしたいことがありますので、お名前・連絡先の記入をお願いします。

◎お名前(匿名希望の方も必ず記入ください)

フリガナ

年齢 歳 性別

◎広報掲載 可・不可(○で囲む)

◎匿名希望またはペンネームなど

◎ご住所 □□□□□□□□

電話 () -

郵便はがき

8 3 4 0 1 1 5

<受取人>
八女郡広川町大字新代1804-1

広川町長 行

料金受取人私郵便

八女局
承認
326

差出有効期限
平成32年4月
30日まで
(切手不要)



■アンケートにご協力ください
9月号でよかった内容とその理由を教えてください。

Empty box for survey response